

## 出産・子育て応援給付等について

### 1. 概要

全ての妊産婦・子育て家庭が、安心して出産・子育てができるように、身近な伴走型の相談支援と、経済的支援を合わせた事業を実施します。

これは、国の令和4年度、第2次補正予算により、妊娠時から出産・その後まで、一貫した伴走型相談支援と、経済的支援を、一体として実施する事業が創設されたことにより、全国的に行うこととなった事業です。

### 2. 内容

- (1) 伴走型支援 妊娠届出時と、妊娠8か月前後、出生届出後の各時期に、保健師や助産師などが妊産婦に面会などをして、出産・育児の見通しを一緒に立てることなどを行うことにより、現在の状況を把握するとともに、今後、市の相談機関などとの、つながりをつくる、きっかけとなる支援となります。
- (2) 経済的支援 妊娠届出後に5万円、出生届出後に5万円を現金給付し、出産準備金や育児用品の購入、産後ケアなどの福祉サービス費用などに充てていただくものです。

### 3. 経済的支援の対象者と給付額

- (1) 令和4年4月1日以降、これまでに出産され、この子どもを養育する方へは、アンケートを実施した上、10万円の給付を行います。
- (2) これまでに、妊娠届出後、まだ出産をされていない妊婦の方へは、まずは5万円給付し、出産後にさらに5万円を給付します。
- (3) 今後、妊娠届出を新たに行う妊婦の方に対しても、同様に5万円給付し、出産後にさらに5万円給付します。

### 4. 申請と給付の方法

- (1) 申請 ①過去分は、郵送等により申請書とアンケートを提出  
②今後分は、妊娠届出の面会時または赤ちゃん訪問の面会時にアンケートへの回答と併せて申請書を提出
- (2) 給付 申請受付後、指定口座へ振り込みます。

### 5. 愛称（案）

- (1) 国の事業名 「出産・子育て応援交付金」
- (2) 恵那市の事業名（案）【総称】「えなっ宝 出産・子育て応援給付金」
- (3) 恵那市の事業名（案）【妊娠届出後】「えなっ宝 出産応援給付金」
- (4) 恵那市の事業名（案）【出生届出後】「えなっ宝 子育て応援給付金」